

## 社会福祉法人 和木町社会福祉協議会旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、業務のため旅行する和木町社会福祉協議会（以下「本会」という）の役員、職員等に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員 理事、監事及び評議員をいう。

(2) 職員等 正職員、常勤職員、非常勤職員及び本会業務に協力し旅行するに当たり会長が特に認めた者

### (旅行命令)

第3条 旅行は、会長またはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という）の発する旅行命令によって行う者とする。

2 旅行者は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする暇がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後すみやかに、旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

### (旅費の支給)

第4条 本会の役員及び職員等が業務のために旅行した場合には旅費を支給する。

2 国、県、その他の団体等から旅費の支弁を受けるときはこの規程による旅費は支給しない。

### (旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料とする。

### (旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の額によりこれを支給する。

2 鉄道賃、航空賃、船賃、車賃、日当、宿泊料は和木町職員旅費支給条例を準用する。

### (旅費の支給方法)

第7条 旅費の支給方法については、精算払いとし、旅行命令権者が特に必要と認めた場合は概算払いとすることができます。

2 概算払いを受けた旅行者は、旅行後すみやかに精算書を提出しなければならない。

### (委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は平成25年9月27日から施行する。